

生徒指導だより

令和6年10月25日(金)

三雲中学校 生徒指導部



自転車も道路交通法の罰則が適用されます



道路交通法第71条第5号の5

令和6年11月1日より、道路交通法が改正され、自転車運転中の新たな罰則が追加されました。

①携帯電話使用等の違反には、最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が、②酒気帯び運転の違反には、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課されます。

②はまだ先のお話かもしれませんが、①に関しては、中学生のうちから正しく理解し、“正しい自転車の運転”を身につけて、安全に運転することを覚えましょう。警視庁によると、自転車の「ながら運転」による死亡や重傷事故などは、増加傾向にあるとのこと。この問題の深刻さを改めて認識し、自転車の安全利用に努めましょう。

自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化

ダメ!! ながらスマホ

ダメ!! 酒気帯び運転

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察



令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ	酒気帯び運転および補助
スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。 <small>※車道の通行が禁じられる</small>	自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。
違反者は、 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 交通の危険を生じさせた場合、 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	違反者は、 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 自転車を提供者は、 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 酒類の提供者・同乗者は、 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反省して行った者は講習制度の対象となります。*受講料全額 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、道路脇切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

保護者の皆様へ：上記にありますように、道路交通法が改正されます。ご家庭でも自転車の乗り方や、交通マナー等をお子さまとお話ししていただけたらと思います。命を守るために、ご理解ご協力をお願いします。